

令和元年第7回定例会

階上町議会会議録

令和元年12月10日 開会

令和元年12月13日 閉会

階上町議会

令和元年第7回階上町議会定例会 会議録目次

○第1号 12月10日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
休会期間の決定	7
散会の宣告	7

○第2号 12月12日（木曜日）

議事日程	8
本日の会議に付した事件	8
出席議員	8
欠席議員	9
説明のため出席した者の職氏名	9
職務のため出席した者の職氏名	9
開議の宣告	10
一般質問	10
長根岩夫君	10
森榮吉君	19
寅谷正君	24
散会の宣告	36

○第3号 12月13日（金曜日）

議事日程	37
------	----

本日の会議に付した事件	38
出席議員	38
欠席議員	38
説明のため出席した者の職氏名	38
職務のため出席した者の職氏名	39
開議の宣告	40
議案第1号及び議案第2号一括議題、質疑、討論、採決	40
議案第3号議題、質疑、討論、採決	41
議案第4号議題、質疑、討論、採決	41
議案第5号議題、質疑、討論、採決	42
議案第6号議題、質疑、討論、採決	42
議案第7号議題、質疑、討論、採決	43
議案第8号議題、質疑、討論、採決	43
議案第9号及び議案第11号一括議題、質疑、討論、採決	53
議案第10号及び議案第12号一括議題、質疑、討論、採決	54
議案第13号議題、質疑、討論、採決	57
議案第14号議題、質疑、討論、採決	57
議会案1号議題、質疑、討論、採決	58
請願第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決	58
階上町選挙管理委員及び補充員の選挙について	66
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	69
町長挨拶	69
閉会の宣告	70
署名議員	71

令和元年第7回階上町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和元年12月10日(火曜日)

令和元年第7回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和元年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	下 沢 育 男 君	2番	寅 谷 正 君
3番	荒 谷 憲 輝 君	5番	小 松 雅 彦 君
6番	上 道 二 三 男 君	7番	長 根 岩 夫 君
8番	森 榮 吉 君	9番	濱 谷 貴 樹 君
10番	松 尾 國 治 君	11番	百 目 木 和 俊 君
12番	大 江 和 夫 君	13番	郷 州 公 典 君
14番	林 貢 君		

欠席議員（1名）

4番 大 下 修 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	地代所 康 二 君	税 務 課 長	日 影 百合子 君
町民生活課長	西 山 圭 一 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君
産業振興課長	濱 浦 幸 夫 君	建 設 課 長	上 静 志 君
教 育 課 長	引敷林 広 貴 君	会 計 管 理 者	巖 守 利 明 君
農業委員会 事務局長	地 代 所 誠 君	代表監査委員	三 上 孝 八 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	澤 田 充 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総務課主事	下 村 優 太 君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第 7 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林貢君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、10 番 松尾國治君、11 番 百目木和俊君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林貢君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 13 日までの 4 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 12 月 13 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（林貢君） 日程第3、この際、議案第1号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件から、議案第14号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件まで、14件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） おはようございます。本日ここに、令和元年第7回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため提案するものであります。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴う関係条例の所要の改正及び条文の整理をするため提案するものであります。

議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の所要の改正及び条文の整理をするた

め提案するものであります。

議案第4号 階上町森林環境譲与税基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町森林環境譲与税基金の設置について、所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第5号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に基づき、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるため提案するものであります。

議案第7号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町立大蛇小学校及び小舟渡小学校の設置を廃止するため提案するものであります。

議案第8号 令和元年度階上町一般会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,193万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億2,393万8千円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、地方交付税7,669万7千円、国庫支出金4,558万7千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費686万9千円、教育費883万8千円等を減額し、災害復旧費に10月に発生した台風第19号の大雨により被害を受けた農地・農業用施設、河川等の災害復旧に要する費用として、9,472万2千円、予備費5,217万8千円等を追加するものであります。

次に第2表地方債補正であります。河川等災害復旧事業に係る追加分を補正するものであります。

議案第9号 令和元年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ278万7千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を 16 億 1,780 万 5 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 257 万 7 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 75 万円、保健事業費 82 万 8 千円、予備費に 99 万 9 千円等を追加するものであります。

議案第 10 号 令和元年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4,469 万 9 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 111 万 2 千円を減額し、繰越金 113 万 3 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 2 万 1 千円を追加するものであります。

議案第 11 号 令和元年度階上町介護保険特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 30 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 13 億 4,844 万 4 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 89 万 9 千円を減額し、国庫支出金 58 万 5 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 33 万円等を減額するものであります。

議案第 12 号 令和元年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 85 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 2,434 万 7 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 170 万 6 千円を減額し、繰越金 256 万 2 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、施設管理費 85 万 6 千円を追加するものであります。

議案第 13 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、構成団体の減少により規約を変更するため提案するものであります。

議案 14 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、1 人の委員の任期満了に伴い後任の委員を選任するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におい

での質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長(林貢君) これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会期間の決定

○議長(林貢君) お諮りいたします。

議事の都合により、12月11日は休会といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、12月11日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(林貢君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、12月12日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時13分)

令和元年第7回階上町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和元年12月12日(木曜日)

令和元年第7回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和元年 12月 12日 午前 10時 00分開議

日程第 1 一般質問

- 7番 長根 岩夫君 (1)防災計画と避難勧告等について
(2)学校給食について
- 8番 森 榮吉君 (1)今後の公共施設の整備計画について
(2)東部地区小学校統合後の空き校舎の活用方法について
- 2番 寅谷 正君 (1)横沢地区における「防災無線屋外スピーカー」の補充
設置について
(2)「広報はしかみ」の町内全戸配布について
(3)町内の公的施設(小中学校、公民館(特に図書室)、議会
傍聴室、役場庁舎内、議会議事堂等)へのエアコンの設
置について
(4)階上町における「平成の大合併」の“総括”と形を変
えた「八戸圏域連携中枢都市圏」について
(5)榊・駅前地区への公園の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

1番 下 沢 育 男 君	2番 寅 谷 正 君
3番 荒 谷 憲 輝 君	5番 小 松 雅 彦 君
6番 上 道 二 三 男 君	7番 長 根 岩 夫 君
8番 森 榮 吉 君	9番 濱 谷 貴 樹 君
10番 松 尾 國 治 君	11番 百 目 木 和 俊 君
12番 大 江 和 夫 君	13番 郷 州 公 典 君

14番 林 貢 君

欠席議員（1名）

4番 大 下 修 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	地代所 康 二 君	税 務 課 長	日 影 百合子 君
町民生活課長	西 山 圭 一 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君
産業振興課長	濱 浦 幸 夫 君	教 育 課 長	引 敷 林 広 貴 君
会 計 管 理 者	鳶 守 利 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	地 代 所 誠 君
代表監査委員	三 上 孝 八 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	澤 田 充 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総務課主事	下 村 優 太 君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（林貢君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

7 番、長根岩夫君の質問を許します。

- 7 番（長根岩夫君） ハイ、議長。

- 議長（林貢君） 7 番、長根岩夫君。

- 7 番（長根岩夫君） ハイ、長根です。よろしくお願いします。（長根議員登壇）

おはようございます。議席番号 7 番、長根岩夫でございます。

この度は、天皇陛下におかれましては、即位礼正殿の儀などが執り行われ、国内外に宣明をされたところであります。

国民の一人として心よりお祝いを申し上げ、お慶びを申し上げたいと存じます。

また、10 月 13 日には、当町にも襲来した台風 19 号による被害では、77 名を超える方がお亡くなりになっており、心からご冥福をお祈り申し上げます。

そしてまた、宮城県は丸森町の皆様をはじめ、多くの被災された方々には改めてお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは 12 月定例会において、質問する機会をいただきましたことに感謝を申し上げます、通告に従い質問に入らせていただきます。

初めに、防災計画と避難勧告等について伺います。

先の6月定例会においては、「国土強靱化地域計画」に基づく地域防災計画について、質問をさせていただいたところでございます。

この度は、台風19号の襲来により、当町においても大雨などの影響が大きく、土砂災害警戒区域に指定された地域においては、避難勧告が発令をされております。

このことから町では、災害対策本部を設置し、避難所の設営や避難の呼びかけなどご苦労をされたように思っております。

災害対応の報告では、10月13日の午前0時頃から、町内において冠水による通行止めが発生しており、0時15分には高齢者が避難を開始する警戒レベル3として発令をされております。

町では警戒区域の方々に、各消防団の車両によりお知らせをしており、深夜1時30分には、土砂災害警戒区域に警戒レベル4として避難勧告が発令されました。

一人暮らしの高齢者に対して、町消防団の団付団員が戸別訪問をされ、避難の呼びかけをしたということでございます。

しかしながら、「ハートフルプラザ・はしかみ」や「森の交流館」などの避難所には、合計で6名の方だけの避難にとどまっていると伺いました。

今回の台風における防災対応については、災害の起きる可能性が大きいことを想定し、避難勧告としたわけではありますが、避難者の数が極めて少ないことなどから改めて検証などを行い、町の防災計画見直しも考えていく必要があると思っております。

よって、次のことについて質問をさせていただきます。

1つ目として、避難勧告が出された地域ごとの避難対象者の人数は何人であったのか、確認をさせていただきます。

また、土砂崩れの危険性があるとして避難を勧告する警戒レベル4ではありますが、町民意識と町の認識、あるいは広報活動に問題はなかったのか。本来、多くの方々が避難するべきところかと思っておりますが、少数の方々だけの避難となっていること。

そこで2つ目の質問ではありますが、防災計画に基づく避難方法が適切に機能をしなかったのではないかと考えられるわけではありますが、町は今後備えてどのような対応をしていくお考えか伺っておきたいと思っております。

3つ目として、山手地区の土砂災害警戒区域にあり、警報発令中の金山沢地区や平内地区、田代地区などにおいては、深夜の地区外避難こそ危険な行為であるように思います。

また、このような状況の中、高齢者自らが避難をすることについても、問題ではないかと考えております。

これらの避難方法や対応について、町のお考えを伺っておきたいと思っております。

次に、学校給食についてお伺いをいたします。

国では、平成 30 年 7 月に学校給食実施基準を改正しております。その内容では、給食の摂取基準に照らした給食を実施するよう、地方公共団体が地域内の学校に対して周知を図り、適切な対応が図られるように配慮をすることになっております。

主な内容としては、小学 3 年生、5 年生及び中学 2 年生が学校給食として摂取することが望ましい栄養量を示し、健康の増進を図ることにしております。その栄養素として、10 を超える項目のうち、特に食物繊維、鉄分、カルシウム等が不足する傾向にあるとされております。

また、当町の学校給食については外部委託になっておりますので、次のことについて質問をさせていただきます。

1 つ目に委託業者に対しての指導、あるいは調査や検証はどのように行っているのか、また項目別の栄養素の充足度について内容を確認させていただきます。

2 つ目に食品構成については、摂取基準に基づきバランスよく摂取し、様々な食に触れることができるようにすることとされておりますが、特に食事内容の充実については、各教科と関連付けた献立を作成することになっておりますが、その指導の内容等について伺います。

3 つ目に実施基準の改正により、地場産品や郷土料理を取り入れることで、地域の食文化の継承につながる配慮をされることとありますが、どのような対応をされているのか伺っておきたいと思えます。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。(長根議員降壇)

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長（浜谷豊美君） それでは、長根議員のご質問にお答えをいたします。

まず 1 点目の、防災計画と避難勧告等についての件であります。10 月 6 日に発生した台風 19 号は、非常に強い勢力を保ったまま、13 日午前には青森県に最も接近し、八戸気象観測所では、24 時間降雨量が観測史上最大を記録するなど、青森県では県南地方を中心に記録的な豪雨に見舞われ、本町におきましては、家屋被害 1 件及び道路や河川等の施設被害 76 件が発生いたしました。

本町では、この台風 19 号の接近に伴いまして、11 日午後 5 時に「災害警戒対策会議」を開催し、「町地域防災計画」に定める「2 号配備」を敷き警戒することとし、翌 12 日の午後には、「ハートフルプラザ・はしかみ」を自主避難所として開設し、

区長や民生委員・児童委員の皆様からご協力をいただいて、一人暮らしの高齢者等への「避難の呼びかけ」を行ったところでございます。

また、その後、青森気象台から大雨警報が発表されたことを受けまして、13日午前0時15分に、土砂災害警戒区域に、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、更には、土砂災害警戒情報の発表を受けまして、午前1時30分には、町内38か所の土砂災害警戒区域内に、警戒レベル4「避難勧告」を発令したところでございます。

また、この際、新たに西部地区の「森の交流館」を避難所として開設し、消防団による土砂災害警戒区域の「巡回」及び「避難の呼びかけ」を実施したところでございます。

長根議員からご質問のありました、「避難勧告が出された地区町内ごとの避難対象者の人数」につきましては、金山沢地区17世帯30人、田代地区7世帯18人、鳥屋部地区5世帯15人、晴山沢地区19世帯47人、平内地区5世帯12人、赤保内地区3世帯7人及び大蛇地区2世帯6人の、計58世帯135人でございます。

今回の「避難勧告」の発令にあたりましては、「町地域防災計画」に定める「避難方法」に基づき、町職員や消防団員等による「避難の呼びかけ」等を行ったところでございますが、避難所への避難にはなかなか結び付かず、議員ご案内のとおり両避難所へ避難された方は、合わせて5世帯6名の方々でございました。

このことも踏まえながら、今後におきましては、安全な「早め避難」の実践に向けて、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成による災害情報の伝達方策の充実・整理等を行った上で、町民が災害を自分のこととして捉えるための取り組みを更に強化し、広報啓発を行うとともに、避難方法につきましても、自主防災組織等と連携をより密にし、対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の学校給食についての件は、教育委員会で所管しておりますので、教育長より答弁させます。

以上でございます。(町長降壇)

○教育長(丸岡博君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 教育長、丸岡博君。(教育長起立)

○教育長(丸岡博君) ハイ、丸岡でございます。

それでは、長根議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2点目の学校給食についての件につきまして、お答えいたします。

本町の学校給食センターには、県派遣の「栄養教諭」1名が配置されております。

「栄養教諭」制度は、「食に関する指導」と「給食管理」を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をねらい、学校における食育など「食に関する指導」の推進に、中核的な役割を担うために、創設された制度でございます。

議員ご質問の「委託業者への指導や調査、検証」についてであります。本町では、栄養教諭が給食センターの町職員と連携して行っており、国の「学校給食摂取基準」に沿った給食の献立を作成し、その食材を発注し、毎日、委託業者へ調理方法を指示し、調理場へ立ち入り検証しながら、給食を提供しているところでございます。

また、項目別の「栄養素の充足度」についてであります。 「学校給食摂取基準」に定められている栄養素は、エネルギー、たんぱく質、カルシウム、マグネシウム、ビタミン、食物繊維など14項目でございます。

本町の小中学校とも、充足度は概ね満たしておりますが、議員ご案内の食物繊維のほか、マグネシウム・亜鉛が不足気味となっているため、今後におきましては、これらを改善するよう栄養素のバランスを考慮しながら、成長期にある児童生徒の心身の健全な発育のために、安全安心な給食の提供に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、「各教科と関連付けた献立作成の指導内容」についてでございますが、栄養教諭が、各学校における指導内容の要望を踏まえた上で、各学校へ出向き、授業やバイキング給食の時間において指導しており、今年度は、野菜や魚、5大栄養素や生活習慣病の予防などについて、計25回の授業を実施する予定でございます。

例えば、授業で魚を取り上げた場合には、献立に魚を取り入れるなど、その授業の内容を踏まえた献立作成に取り組んでいるところでございます。

次に、「地域の食文化の継承への対応」についてであります。給食には、地場産物や郷土に伝わる料理を取り入れており、米飯は、階上産「まっしぐら」を週4回提供し、また、年2回の「ふるさと産品給食の日」や食育月間の6月と11月には、階上産の「わかめ、ふのり、小松菜、海藻ラーメン」や県産品を提供しており、献立表にも階上産の食材を掲載し、児童生徒や保護者へ周知するなど、児童生徒の郷土に関心を寄せる心を育み、食文化の継承につながるよう取り組んでおります。

今後におきましては、保護者や小中学校長で組織されている「学校給食運営委員会」のご意見も伺いながら、更なる取り組みに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。(教育長着席)

○7番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） ご丁重な答弁をいただきましてありがとうございました。
加えて質問をさせていただきます。

防災計画等についてであります。避難対象者については金山沢地区などの7地区で58世帯135人ということでした。特に晴山沢地区が47人、金山沢地区が30人という避難者の対象者の数であります。

今後においてしっかりと検証され、啓蒙活動も含め備えをしていただきたいものと思います。

今回のように深夜の警報発令なども当然あるわけですが、警報が想定される段階において避難所の受け入れ態勢を整え、特に高齢者への配慮から足元の明るいうちから放送などで避難を促す、そういうことも必要ではないかと思っております。

ただいまの答弁では、午後5時に避難所を開設されたということですが、今後ともこのようなことについて、ご配慮をいただきたいと、お願いをしておきたいと思っております。

また、今回の避難所の設営に関わってであります。どの地区の方々が避難をされたのか、少ない人数ながら改めて確認をしておきたいと思っております。

また、今回のレベル4のような避難勧告では、毎回災害に直結するということではなく、いわゆる空振りとなってしまいうようなことも多くあるかと思っております。

しかしながら、いざという時の命を守るための避難でもございます。実際に災害が発生している状態といわれるレベル5などの気象条件に変化をしないとも限らず、慢心から逃げ遅れの原因になる可能性もあります。

今回のように避難指示や避難勧告に従わず、何事もなく良かったと考えるのは、非常に危険なことであるという認識を地域の方々にも持っていただく必要があるのではないかと考えております。

今後において行政として、土砂災害警戒区域の方々に対してしっかりとご説明をされまして、また、ご理解をいただいて避難をしていただくこと。日常のこととして、また、次回に備える心構えとして必要なことであると考えます。

町の方にはこれらのことも含め、安全確実な避難の対策を講じていただくことを希望しておきたいと思っております。

学校給食についてであります。栄養素については食物繊維や亜鉛などが不足を

しているということでした。

また、県の方からは栄養教諭として配置をされているということですが、いわゆる給食のコーディネーターとして、専門の方が当町の給食対応にあっているということですが、子ども達の中には特定の食物に対して反応する子どもが多くいると聞いております。

いわゆる食物アレルギーに対しての子ども達の健康管理について、どのような配慮・対応をされているのか、加えてお伺いをしておきたいと思っております。

以上、お願いいたします。(長根議員着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。(総務課長起立)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、それでは長根議員の再質問にお答えいたします。

まず避難所につきましては、12日でございますが、夜間の台風接近に備えまして、午後2時に「ハートフルプラザ・はしかみ」を自主避難所として開設することを決定いたしまして、その後関係職員の参集を行い、午後3時から自主避難所の受け入れを開始しております。この際、日中の避難者は蒼前地区、中央地区、浜手地区それぞれ3世帯3名の方々が避難しているところでございます。

また夜間でございますが、13日午前1時30分にレベル4の避難勧告を発令しまして、2時10分に鳥屋部地区でございますが、「森の交流館」の避難所を開設しております。この際、夜間の避難につきましては、2世帯の方3名が避難をしたところでございます。

今後におきましても、气象台等との関係機関との連絡をより密にしまして、高齢者等の安全な避難の実施について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。(総務課長着席)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育課長、引敷林広貴君。(教育課長起立)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは長根議員の再質問にお答えをいたします。

食物アレルギーを有する児童生徒への給食の対応ということでございますけれど

も、平成 28 年 4 月に定めております「階上町食物アレルギー対応指針」に基づきまして、保護者、学校長はじめ教職員、それと栄養教諭、あと給食センターの職員と面談を実施をいたしまして、対応可能と決定した場合には町の給食センターの特別調理室におきまして、アレルギー対応食専任の栄養士が対応食を作り、提供をしているところでございます。

また、対象児童生徒につきましては、学校全教職員と消防機関とも情報共有をいたしまして、緊急時には対応するという事としてございます。

以上でございます。(教育課長着席)

○7 番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7 番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7 番(長根岩夫君) ハイ、ありがとうございました。

また少し加えて質問をさせていただきますが、防災計画については、ハートフルプラザ 12 日 3 時から受け入れを開始されたということ伺いました。

また、蒼前地区や浜手地区の方々の方が 3 名避難をされたということ等ございましたが、避難所の開設について長期間、また、避難を余儀なくされる事態も今後想定されるわけではありますが、避難者の長期生活に耐え得るためにもまた、「運営マニュアル」が必要になってくるのではないかと考えておりました。

町でも今後検討する、あるいは検討している最中ではあるかと思いますが、その詳細について伺っておきたいと思っております。

また、近年はこの災害備蓄品に乳幼児の液体ミルクを加えるという自治体も出てきておりました。

そういうことで、これらの今後において様々な新たな備蓄品の検討もしていく必要があるのではないかと感じておりました。

今回の災害対応についてであります、行政としてしっかりとまた検証をされまして、防災計画の見直し、あるいは地区の方々への啓蒙活動など改めてご理解をいただき、避難活動が通常のこととして機能するように希望しておきたいと思っております。

また学校給食についてであります、食物アレルギーについては町の栄養士さんが対応されているということであったかと思っております。

食物アレルギーについては、命にかかわる大事な仕事でありますので、今後とも町として揺るぎない対応をお願いしておきたいと思っております。

また子ども達には、必要な栄養の一部をこの学校給食で提供していただいている

わけでありますが、栄養が不足すると想定されるものについては、当然のことながらご家庭においても補っていただく必要があります。

町としても学校、あるいはご家庭への綿密な連絡が取れるように、更には健康な子ども達の育成に努めていただくように希望しておきたいと思えます。

最後に本日の質問では、避難勧告と避難対象者への連絡体制や啓蒙活動について、また、学校給食については子ども達の栄養と健康管理などについて、お伺いをいたしました。

これらのことについては、議会だより委員において町民の皆様にしっかりとお知らせすることにもなります。

大変貴重なご答弁をいただいたものと感謝を申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。(長根議員着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

それでは質問にお答えいたします。

初めに、避難所における「運営マニュアル」についてのご質問でございますが、「避難所運営マニュアル」につきましては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」と併わせまして、今年度策定に向け、現在作業を進めているところでございます。

また、乳児用の液体ミルク等の災害備蓄品につきましては、現段階では未装備となっておりますが、女性の観点を考慮した体制整備の確保は、大変重要な課題と考えておりますので、今後装備を進めてまいりたいと考えております。

また、防災計画につきましては、現在作業を進めております「風水害等の災害対策に係る避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を早期に策定し、関係団体との連携により、災害発生時における命を守る行動について、住民への啓蒙活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(総務課長着席)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育課長、引敷林広貴君。(教育課長起立)

○教育課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは、長根議員のご質問にお答えをいたします。

最初教育長から答弁あったとおり、不足気味の栄養素については、今後バランスを考慮しながら、より良い給食の提供に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。（教育課長着席）

○議長（林貢君） 以上で7番、長根岩夫君の質問を終わります。

8番、森榮吉君の質問を許します。

○8番（森榮吉君） ハイ、議長。8番、森です。

○議長（林貢君） ハイ、8番、森榮吉君。（森議員登壇）

8番（森榮吉君） おはようございます。8番、森でございます。

師走に入りまして、何となく慌ただしさを感じるこの12月、本定例会において質問の機会をいただいたことに対し、お礼申し上げます。

早速ですが、通告させていただいております2点の項目について、質問させていただきます。

まず第1点目ですが、今後の公共施設の整備計画についてであります。

本年9月の定例会におきまして、平成30年度の決算内容の報告がありました。

色々報告内容の中で私の目を引いたのは、町債残高でありました。

平成16年当時、102億円ほどあった一般会計の町債残高が30年度決算においては64億2,200万円程度と約37%も減少しているということであります。

まずこの健全財政を進めてきた、町長はじめ行政サイドにはその努力に対し、敬意を表するところであります。

そんな中、一昨年平成29年3月に「階上町公共施設等総合管理計画」が示されました。

そして、本年8月に開かれた「階上町公共施設等個別施設計画検討委員会」におきまして小舟渡、道仏、蒼前地区の各集会所及び第3分団、第5分団の両屯所については、2026年令和6年までに更新すなわち建替をするという方針が打ち出され、審議会においても適当であるという答申が出されているものと理解しております。

まずあの、他の施設についても、修繕の検討や適正な管理に基づく維持保全等により、公共施設等の中長期的な維持更新費用の縮減や予算の平準化を図ると共に、

将来にわたる適切な町民サービス水準の確保に努めていくとなっております。

ここで質問させていただきます。

町政運営にあたっては、当然財政を蔑ろにできないことは当然のことであります。

また、今日箱物行政に対する社会の目には厳しいものがあります。

とはいっても、緊縮財政一辺倒では、町民サービスの低下につながるのではないのでしょうか。

他町村の施設状況等も踏まえ、特にスポーツ・レクリエーション系、それに図書館等の思い切った公共施設の新築、改築等の考えはないかお伺いしたいと思います。

また、冒頭触れさせていただきました町債残高については、ゼロが理想かとは思いますが、現実どの程度までだったら許容されると考えるか、併せてお伺いしておきたいと思えます。

次に、2点目の東部地区小学校統合後の空き校舎の活用についてであります。

本年6月11日の全員協議会におきまして、現在の道仏小学校を核として、大蛇小学校、小舟渡小学校の2校を閉鎖し、3校を統合する旨の報告がありました。

大蛇地区、小舟渡地区の住民からしますと、これまでの主要拠点である学校が無くなり、子ども達の元気な声も聞くことができなくなるということは、大変寂しくもあり残念なことであると捉えているところであります。

少子化により生徒児童の数も激減し、子ども達の教育にも支障をきたすようでは、やむなしといったところかと思えます。

教育委員会としても、各学校との連絡を取りつつ、綿密なスケジュールのもとに統合に向けた準備を進めているものと思えます。

そこで令和3年4月、統合の暁には大蛇小学校、小舟渡小学校の校舎が空くということになります。

両校舎は共に青森県が示した津波浸水区域に立地しており、再利用についてはある程度の制約を受けるのではないかと危惧されるところであります。

地域住民の声も聞きつつ、耐用年数、立地条件等考慮して検討されていくものと思えますが、空き校舎の利活用をどういう形で進めていくのかお伺いしたいと思います。

繰り返しになりますが、今後の公共施設の整備計画、東部地区小学校統合後の空き校舎の活用方法の2点についてお伺いし、壇上での質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。(森議員降壇)

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは、森議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、今後の公共施設の整備計画についての件であります。現有公共施設の改築等に関しましては、本年10月に策定いたしました「階上町公共施設等個別施設計画」に基づき、施設点検等により施設の状況を確認しながら、5年ごとに見直すこととしておりますので、その結果により、施設の長寿命化、更新及び統廃合等については、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、新たな公共施設に関しましては、議員ご承知のとおり、町では、今年度より「都市計画マスタープラン」の改定に着手をしております。

これは、コンパクトなまちづくり形成促進のため、市街化区域へ誘導を図る「立地適正化計画」の策定につなげていくものであり、その過程において、町民の方々からのご意見や各種団体等からの要望等を踏まえた上で、議員ご案内の、町民生活を豊かにしていくために必要な施設整備について、検討してまいりたいと考えております。

なお、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、来年度からの「第2期総合戦略」を展開していく上で、地域の観光振興や住民所得の向上など、「まち」を活性化させる施設整備に関しましても、検討してまいりたいと考えております。

次に、町債残高に関する件であります。地方債は、財政上の収入と支出との年度間調整や、一般財源の補完的意味合いなどを持ち合わせており、町の施策を推進するにあたっては、必要不可欠なものと考えております。

議員ご案内のとおり、一般会計の平成30年度末「町債残高」は、約64億2,200万円で、これから地方交付税代替財源である「臨時財政対策債」を除くと、約38億3,100万円となっており、プライマリーバランスを意識した財政運営の結果、過去20年を見ますと、最も低い状況となっております。

この「町債残高」の多くは、今回の補正でも提案させていただいております。災害復旧事業に係るものや、教育・社会福祉施設等整備に係るものなど、後年度、その元利償還金が、普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであり、町の一般財源軽減に重要な役割を果たしているものであります。

今後におきましても、最適な地方債を活用することによって、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の東部地区小学校統合後の空き校舎の活用方法についての件であります。本町におきましては、廃校となった旧登切小学校が、階上早生そば振興拠

点としての「わっせ交流センター」、旧金山沢小学校が、地域住民コミュニティ活動の場としての「水郷館」として、活用されているところであります。

議員ご案内のとおり、大蛇小学校及び小舟渡小学校の両校は、県が示した「津波浸水区域」に立地はしているものの、海の香りを間近に感じられるという魅力ある場所でもございます。

さて、廃校となった施設に関しましては、文部科学省の「平成 30 年度廃校施設等活用状況実態調査」の結果によりますと、施設が現存している廃校の数 6,580 校の内、19.7%の 1,295 校が、活用の用途が決まっておらず、その理由として、「建物が老朽化している」「地域等からの要望がない」ことなどが、報告されております。

一方、活用されている例としましては、社会教育施設や社会体育施設等の公共施設のほか、体験交流施設や老人福祉施設など、様々な用途で活用されており、近年では、地方公共団体と民間事業者とが連携し、創業支援のためのオフィスや、地元特産品の加工会社の工場として廃校施設が活用されるなど、地域資源を活かし、地域経済の活性化につながるような活用が増加していると、報告されているところであります。

また、文部科学省で立ち上げている「未来につなごう、みんなの廃校プロジェクト」では、地方公共団体の希望に基づき、各地方公共団体において、活用方法や利用者を募集している未活用の廃校施設等の情報を集約し、一覧にして公表しております。

これは、より多くの民間企業、学校法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などに情報を提供することで、廃校施設等の情報と、活用ニーズのマッチングを行うというものであります。

廃校後の施設が、遊休施設となってしまうように、これらの情報も参考としながら、空き校舎の有効活用策を、広く検討してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。(町長降壇)

○8番(森榮吉君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、8番、森榮吉君。(森議員起立)

8番(森榮吉君) ハイ、8番、森でございます。ご回答ありがとうございます。

再度少し質問させていただきたいと思いますが、公共施設の新築、改築の件でございますけれども、これまでも先輩議員や同僚議員からも何度かこの件については、

まず俎上に上げられてきたものと記憶しております。

特にスポーツ・レクリエーション系や図書館については、多くの町民が切望しているものと思っております。

今の回答でマスタープランの見直し等によりまして、町民の意見や各種団体の要望等聞きながら、まず前向きに検討をしていきたい旨の回答だったかと思えます。

町としても、決して楽な財政事情ではないと思えますが、待ち望む町民の期待にも沿えるようよろしくお願ひしたいと思えます。

また、先ほどの答弁の中に、「まち」を活性化させる施設整備についても検討していきたいというのがあったかと思えます。

「まち」を活性化させる施設の象徴ともいえるのが、今や来訪者延べ 50 万人にも迫ろうかという「ハマの駅あるでい〜ば」ではないかと思えます。これをさらに発展させ、よく言われる関係人口の拡大につなげることが大切かと思えます。

ちょっとあの、通告にはない質問にはなりますが、その辺の考え方があれば改めてお伺ひしておきたいと思えます。

町債残高に関しましては、プライマリーバランスを意識した財政運営の結果であり、まず過去 20 年間の間では最も低い状況になっていますよということでありました。許容される残高、具体的な額についてはなかなか言いづらい面もあるかなと思えますが、これからも財政状況を見ながら地方債等を最大限に活用し、施設整備を進めていっていただきたいと思えます。

続いて空き家校舎の件ですが、全国の話だろうと思うんですけども、廃校が 6,580 校ですか。そのうち未活用の廃校が、1,295 校もあるということでした。

数値にはちょっとびっくりするところですけども、まあ町としても、廃校後の施設を遊休施設とならないようにと考えているようですが、これまでの活用例にとらわれず、先ほど述べられました民間、NPO 法人、社会福祉法人等の協力も得ながら、有効活用できるよう早い段階からの準備も必要ではないかと思うところがございます。

その辺のところを今一度お伺ひしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

(森議員着席)

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。（町長起立）

○町長（浜谷豊美君） ハイ、それでは森議員の再質問にお答えをしたいと思いま

す。

先ほど申し上げましたとおり、第2期の総合戦略においては、新たな視点として関係人口の創出・拡大が重点項目となっております。

おかげさまをもちまして、「ハマの駅あるでい〜ば」、多くの方々に来場をいただいているところであり、ご存じのように「みちのく潮風トレイル」の階上コースは、この海岸から里山を抜けて階上岳を通るというコースとなっております。

やはりこれからは、こういった点と点を結ぶようなイメージで導線をつなげていけるように階上町への滞在時間を延ばして、交流人口の流れを変えることによって観光消費の増加、そして地場産業の振興、そして地域の活性化につながっていくようにという、そういう方向に向けて進めていく必要があると考えているところであり、また何らかのそれに向けた施策を検討してまいりたいと考えております。

次に空き校舎の活用でございますが、今色々ご意見をいただきましたので施設の状況を踏まえた上で、公的な利用もあり、また、民間的な利用も踏まえ、そして地域的な利用、あるいはそれらの複合的に利用できる形がないかどうか、それも含めて早期に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。(町長着席)

○8番(森榮吉君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、8番、森榮吉君。(森議員起立)

8番(森榮吉君) ハイ、8番、森です。

色々まず、これから計画していくという捉え方させていただいてよろしいかと思いますが、まず、質問終わりますけども、町民憲章の中に「文化の高いまちにしましょう」それから、「活力のあるまちにしましょう」という文言がありますけども、どうかあの町民皆が「本当に住んでよかった、ここに生まれてきて良かった」と言われるような町になりますよう、運営していただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(森議員着席)

○議長(林貢君) 以上で8番、森榮吉君の質問を終わります。

2番、寅谷正君の質問を許します。

○2番(寅谷正君) ハイ、2番 寅谷正です。

○議長（林貢君） 2番、寅谷正君。（寅谷議員登壇）

○2番（寅谷正君） こんにちは。

早速質問に入りたいと思います。

5つの項目にわたってしたいと思います。

まず1つ目ですね、横沢地区における「防災無線屋外スピーカー」の補充設置です。これ3回目になりますけども。

今この横沢地区は、山林を境にしている、そして道仏中学校・鹿糠線の道路の終点側に1か所防災無線の鉄塔があります。

それで次のところは、旧橋本医院さんの前とそれから小白浜海岸のところにあつて、で、横沢の部分のところは山でね、ちょうど分断されてそこに書いてますように、道仏中学校地辺り、それから旧大里商店近辺、道仏保育園近辺、それから道仏公民館の下辺りもという部分で。ちょうど山の部分でこっちが非常に聞こえなくて、この前の11月の防災の日の時のその防災避難訓練の部分にも、私の地域は2名くらいしか参加してなくて、防災が聞こえなかったからだとかね、そういうふうな部分があつたし。

それにも増して、熊のね、火災もさることながら、熊の出没が続いていまして。例えば、去年のその水道の元栓のある辺りの道仏のそのこのところに来たつていうことで、パトカーが歩いてた時期ですけども。その時なんかは、大里商店の近くのところにごみステーションがあるんですけども、その下のところのところに人が生ゴミを出しに行つて、んで自分は、まあおばあさんなんですけれどもやつて、そして終わったのでなんともなく帰つたらば、その後をそのごみステーションのところ熊がこうすれ違つて、よくこうやられなかつたつていうくらいで、大里商店のところで見つてた人がもうびっくりしているという状況。

あとは、上野正蔵さんの近くのところ、道仏小学校生徒の通学路なんですけども、更には榊の生産部会長の駅前の方なんですけども、親子での熊が2回来るとか。それから最近でも、道仏小学校の元の校長住宅の辺りの道路とか、それから笹山の新田近くとか頻繁に続いています。

で、まあそのことを訴えて、6月議会、それから9月議会でね、話をしてきましたけども、「現段階では難しい」とか、「専門業者に現地において音量のチェックを行つたら問題ない」というふうに報告を、出力のことだと思つんですけども、というふうにね、9月議会でありまして、全く解決されていない不安な状態が続いています。

私は、この地域にその横沢地区屋外スピーカー15 榊 3 階上町という部分のがある

んですけども、そこ1か所だけでこっちの山林の前の方にね、屋外スピーカーをね、私の地域の人達は道仏中学校の東南端フェンス辺りにでも設置してほしいというふうに非常に強く出ています。

それで、犠牲者が出る前になんとか屋外スピーカーの補充設置を求めたいと思いますので、その見解をひとつ聞きたいと思います。

それから2つ目です。

「広報はしかみ」の町内全戸配布についてです。

多分町長自身も区長の考え方とは別にね、町内会に未加入の行政区住民に行政お知らせである「広報はしかみ」はね、届かなくても仕方ないんだというふうにはね、考えていないと思うんですけども、その件についてまず確認したいと思います。

私ね、この件に関してはね、11月11日に「議会と区長会との懇談会」というのがありました。その日の案件に「広報紙全戸配布の件」について、かなりこう突っ込んで話をされたように思いますが、結論が出なかったように思っています。

そこでね、やっぱりね私はね、疑問に思ったことはね、区長の人達は区長会会長をはじめ、町内会の加入者が増えないのではないかというね。区長自身は、行政上の情報源である行政のお知らせである広報紙ね、これは本当に大事なことなので、申告やら色々な部分のね、それがね配られてないという部分に対して、やっぱり権利の侵害だっているように思うし、それは何としてでもねやってもらいたいと思っているのですが。

そのことよりもね、まずは町内会に加入しているかどうか問題だと。町内会に加入もしないで、町内会だよりとか、そういう町内会の総会の3月にやる総会資料をね、欲しいと言ってるんじゃないで、れっきとした階上町の行政区住民であるのにそういうふうな行政お知らせの広報紙をねやってほしいというね。

まあ、フリップ等が出来ないんですが、あのなぜこう多いだろうかっていうのを考えたらね、一行政区、一町内会っていうのがね、今は全部にもう19行政区ね、なっている。その行政区長としての手当というのが、榊地区でいうと17万5千円ですけども、16万円から23万円あたりの間に人口の比例によってあるんですけども。それとその中の、一行政区一町内会なので、榊行政区と榊町内会、小舟渡行政区、小舟渡町内会ね。だから、そのそこの部分がね、本来であれば、道仏行政区です、その部分は町内会が5つあるので、白座町内会会長、白座八森町内会、上野町内会、それから石渡町内会、道仏町内会。でね、その町内会長さんは、さっきの場合は月1万円で、年で12万円が手当で出てます。その行政区部分だけ考えればいいのに、その町内会の班長達が実際配っているわけですよ、町内会長が配ってるんじゃないで。

で、その時にね町内会に入っていない人たちの部分をね、それがね認識がね、どこがやるかっていうのをね、はっきりされていない。その原因は、何なんだろう、何でこんなに、当然町内会の班長さんは町内会に入っていないところの人達に何で配らなきゃなんないのよって、苦情は町内会長としての部分でやるわけだよ。一つの体が今となってはもうね、そういう行政区長と町内会長に重なったがためにね。それはね私は思うのに、前に総務課長さんが、「行政委員規則」に則ってという話をしている、行政区の「行政委員規則」をね、精読してみました。

そしたらね、第3条は任務、区長の任務ね。区長は概ね次のことを行う。(1) 町が行う行政事務を行政区住民に周知連絡を図ること。これは、きちっとね周知、知らせることだ。じゃあ広報配ってないと知らせてないんだ。これも抵触する可能性もあるし。まず一応文としてね、この法令というのはね、町民等が色々な解釈があるようにしちゃだめだと思うんですよ。ね。私はね、ここが曖昧な部分ね。で、その(2)がね、第3条の第2項だと思うんですが、「町が発行する広報等刊行物に関する事」。どうしろということ。意見具申をすることか。配布することって別に書いてないよなと。

だからね、今その町内会に入っていない、町内会の子集合であるそのこの部分のやつのはね、区長がね、区長の仕事としてきちっとね、定義されていないがために法律違反じゃないということですよ、必ずしも。というようにね、私はね町民が混乱しないようにやるのが行政の仕事だと思うんだけど、この曖昧にね(3)のあの、当該行政区に必要な住民自治に関する事も名詞止めです。動詞がありません。こういうのはね、私はね、きちっとね法令上も直し、それから更に進めていく必要があると思うので。

まず第1点広報はしかみの件についてのやつは、未加入の部分が聞かれたので、この行政委員規則3条の2項ってのはね、ちゃんとした正しい文にね、改めるべきで、そこにね、きちっとした文にね、「区長が配布すること」というふうにね、もらって、まあ、報酬の件に関しては、またあるかもしれませんが。

いずれね、そういうふうにしなないためのことが混乱、そしてほとんどのね人達はこれからっていうふうにね、いやあそれ昔からあって難しいんだよ、難しいんじゃないの。そこんところをね、混乱するようなことをやってるからね、そこ私は直すべきだと思うのですが、町長に答弁について伺います。

それから、通告文書でいうと最後の文の、原則的には、町内会に入っていない部分のところは、安否確認も含めて、月1回はね、特に夏場なんか暑い部分どうなってるか心配な部分もあるし、区長が配る、配布するということふうにきちっとねあの、これはね区長会に頼むのではなくて、理論的にこの部分はもう町のトップがこうだ

っていうのをね、明記しなければ。その法令違反の部分にも規則違反の部分にも問えないし。

それからそもそもね、曖昧なままいつまでも続いて終止符を打てないと思いますので、その点について聞きたいと思います。

それから、3番目です。3つ目です。

町内の公的施設、さっき森さんから図書室とかっていう部分もありましたけども、公民館等のねそういう部分、それから小中学校、議会傍聴室、役場庁舎も議会議事堂も、あのエアコンの設置についてやるべきだと思います。

これはね、「希望あふれる仙台をつくる市民の会」というのが母体である郡和子っていう仙台市長がね、去年の10月に仙台市内の小中学校3,900教室にエアコンを設置して、将来を担う仙台市の子どもたちに快適な学習環境を作ることを決めて実施を宣言しました。今年度工事はもう着手してやっているようであります。

また、これに触発されたのか、政府は、平成30年10月15日、当年度限りということで「平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業」として、事業内容は熱中症対策としての空調設備817億円を決定して。

階上町議会においても、私は傍聴してましたけども、去る第1回定例議会の3月議会において、百目木議員さんが質問し、本町も申請したが、普通教室優先という政府の理由で却下になったということでありました。で、今後、必要に応じて検討してまいりたいという答弁でありました。

こういう中でね、高等学校の方も八戸高校の方も、3年生の部分だけを今年度はエアコンを設置していましたが、同じ郡内の五戸町もその持ち込みの予算で、町内の小中学校のエアコン設置を既に行ったというふうに聞いております。

んで、文科省の公立学校施設のその空調の設置状況についても非常に進んでいます。普通教室は全国で77.1%、2年前は49.6%、特別教室は48.5%、体育館も2.6%、2年前1.2%でした。これはまあ、さっきの普通教室向け特例交付金の創設が大きな要因だったというふうに言われています。

で、普通教室はね、今年度末に「9割」に達する見込みだそうですというふうに聞いてたんですけども、もう既に9割を超えてる、これはあの教育新聞のね方がそういうふうにお話しをしていました。

また、11月6、7日、町内の6小学校と2中学校を行った時も、その議会教育民生常任委員として学校視察あった場合も、4校からエアコンの設置の要望があって石鉢小は、熱がこもり授業が出来ないと判断して、急遽、教室変更を行った日もある。それから、保健室にもついていないので養護教員たちは、非常に大事な保護者のお子さんを預かっているのに、気が気でなくやっているとしますので。この部分

については何とかね、実施できないでしょうかということでもあります。

役場もね、なかなか役場の人達つうのはかわいそうなところがあって、最後までね我慢しながら、あのハエが入ってこないように叩いて、書類も手にくっつくだろうし、そういうのも含めて、なんも遠慮しないでやれるところからバンバンやって。そういう部分で、町長のエアコン設置についての見解を求めます。

次4番目です。

階上町における「平成の大合併」の総括と形を変えた合併であるというふうに全国の町村会は指摘して、反対声明を挙げています。八戸圏域連携中枢都市圏について。

11月7日付けのデーリー東北と東奥日報での日本弁護士連合会、略称日弁連の調査が一面でおっきくスクープしてました。1999年から2010年までの「平成の大合併」で合併した旧町村の地域は、階上のように合併に関わらず存続した町村に比べ、9割超において人口減に加速傾向があった。

また、大合併当時、小規模町村には、合併しなければ、財政が立ちゆかなくなるというそういうね、総務省サイドなので、えーと、地方交付税交付金を少なくしたのがために、3,232を1,000にしたいというね、そういう部分で危機感はあった部分はあったと思いますけども。

合併しなかった47町村の貯金にあたる積立金は、先ほど町長からもありましたけども、積立金がね、2005年度518億円から、2015年度に倍増して1,010億円になってたという。これはね、統計というのはある部分で切ってあるんです。ところが、経済とかいうような部分は生きているものなので、うごめいています。

これ私が思うには、財政健全化へ公共事業費などを節減したためと書いてありますが、つまり、国などの他人に任せずに、自治体自身が覚悟を決めてね、自覚的に財政運営をするようになったためだろうというふうに思っております。

総務省主導で行われた「平成の大合併」について、階上町の総括はどうなっているのか聞きたいと思います。

ちょうど今から、ちょうど15年前です。2004年平成16年の4月13日第2回階上町の臨時会で、階上町は、1票差で、8対9で合併することに同意する案を否決しました。

そういうふうな我が町、私はあの時ほんと涙が出ましたよ。任意協議会の時に。亡くなった金沢啓一さんなんかも泣きながら訴えているわけですよ。どこの町村も喋らないのに。浜谷町長もその場に居たと思いますけども。

そういう部分で、この総括をね、町政報告会で何回やってもね、持ち帰って報告しますってね、報告されたことがありません。どうなってるか聞きたいと思います。

それから2つ目、浜谷町長自身は議員時代は、階上町は「単独でやっていけない。交付税も減るし、合併すべきだ。」との言動をとっていたと思うが町長になって考えが変わったのでしょうか。次のこともあるのでお考えをお聞きしたいと思います。

次に、一昨年(平成29年)3月22日に八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町の8市町村が一堂に会して行った「八戸圏域連携中枢都市圏連携協約調印式」での例えば、TPPのようにトランプのように1対1でのそういう協定書を作ってるんですけども。連携中枢都市、例えば八戸市小林真さんと連携町村階上町浜谷豊美さんが1対1で締結した「八戸市及び階上町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協定書」を見ると、連携中枢都市八戸市甲は、下のって言えばだめかもしれませんが、下の表のようにバンバン事業展開が出来るのに対し、連携町村階上町乙は、甲に協力して取り組むことのみだね、宣言になっているように思います。

これ郡部の某町長も指摘するように、中枢都市にのみ、Y Sアリーナや今度西地区にもフラットアリーナ等の大型箱物が建つようですが、そのようにね、なるのではないのでしょうか。

インバウンドに関して、周辺都市のね、中心都市でない部分の連携町村にはほとんど甘味が来ないのではないかと。

例えば、連携施策は産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成。甲の役割は、これらの中堅企業等を核とした戦略産業の育成等を図るため、圏域の中心的な、自分達中心だよ、そういうふうな部分を担うように関係町村に協力を頼む。乙の役割、甲と連携して実施する事業について協力して取り組む、オンリー。

さて、3つ目の質問になります。

連携協定書にはいい話ばかり記載されていて、本質的なことはあまり見えないようにしていると思います。

青森圏域連携中枢都市圏構想の推進に向けた財政措置は、連携町村が中枢都市である、これ青森市の場合ですけども、中枢都市の部分の約10分の1と聞いている。これ青森市ですよ。なので私は八戸圏域のやつネットで調べても探せませんでした。

中枢都市：連携町村総額の予算はいくらいくらになっているのか、比率とそれぞれの金額を教えてください。

4つ目、八戸圏域連携中枢都市圏構想に対して、町長はマスコミの人来ていますが、本心からね、賛成なのかどうか答えてほしいと思います。

私は任意協議会の時に、2回目からほとんど行っていました。4回目だったかの時にね、そのね八戸市議の西野陽一さんと、それから田口豊美さん、委員になって

るね。その人たちがね、あの線引きの部分の中のやつでね、そったにね嫌だったらね、抜ければいいべな。はぁ〜？。いつ階上が抜けたかって言いましたか。でね、彼はね、今日の新聞は何ですか、一方的な部分でってね。金沢啓一さんはね、泣いて訴えたんですよ。ほんとにね、ところがその時が私はもうね、折り返し地点だったと思います。それで、あぁ、結局ねもうどうもできないだろう、じゃあこっちの方は決まりだなと言ってね、どんどんね自分の法定協議会の方でね。ところがそこで覚悟が決まったと思った。あぁ結局はこうなんだな、中心部はこうなんだなって。

私はそういうふうなのをね、直にねそこに居てね、何だそれはっていうふうに思っていましたので、ぜひこの4つの部分に答えてほしいと思います。

それから5番です。

榊・駅前地区への公園の設置についてです。

榊・駅前地区在住の子育てサークル所属の若いお母さんから、子どもが家の中でテレビ見たりゲームばかりやっているの、たまには外に出て、お父さんとキャッチボールでもやらせたいと思うんだけど、駅前広場でも野球・サッカー等しないで下さいとの看板もあり、子育てに皆さん困っているんですよ。

考えてみると、道仏保育園脇の道仏遊園地からブランコや滑り台等の遊具が撤去されてから幾久しいが、現在、榊・駅前地区には公園がありません。

少子化の関係で今日ほど子育て支援施策が求められている時はないと思うが、ね、選ばれる階上町になるためにもあの榊・駅前にね、公園設置、んー、やんなきゃだめだなあって考えはね、ないのかどうか伺って、私の壇上での質問を終わりたいとします。よろしくお願いします。(寅谷議員降壇)

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長（浜谷豊美君） それでは、お答えをいたします。

色々ところ熱弁を振るわれて、誤解もかなりあるようではありますが、本年6月と9月議会においても、同様の質問があって答弁しているところでもあり、内容も重複いたします。

それともう一つ申し上げておきたいことですが、質問なのか、意見なのか、要望なのかというあたりを明確に要点を絞っていただいた方がよろしいかと思えます。

それではまず1点目の、横沢地区における「防災無線屋外スピーカー」の補充設置についての件であります。「防災無線放送が聞きづらい」などの解消につきまして

は、随時、現地調査を行い、既存スピーカーの向きや音量等の調整により、対応を実施しているところでございますが、今回、設置要望のありました箇所につきましては、現地の確認を行って、区長や地域のご意見を伺いながら、補充設置の必要性等について、検証してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「広報はしかみ」の町内全戸配布についての件でございますが、これまで答弁しているとおり、「広報はしかみ」の全戸配布に向けた「配布の方法」につきましては、現在、継続して実現に向けて区長会と協議を進めているところでございます。

また、「階上町行政委員規則」についての件ですが、現段階において、改定の必要性についての考えはございません。

次に、3点目の町内の公的施設へのエアコンの設置についての件でございますが、全国の公立学校施設の冷房設置率については、先ほど議員からご案内がございましたが、本県における公立小中学校の冷房設備の設置状況につきましては、本年9月1日現在で、普通教室への設置率5.6%、特別教室6.7%であり、普通教室と特別教室を合わせて6.3%となっております。

本町では、一部の特別教室への設置で、設置率2.4%となっております。

小中学校へのエアコン設置につきましては、財政状況を踏まえながら、先般、全員協議会でも報告させていただいた「町総合振興計画実施計画」において、検討してまいりたいと考えております。

また、庁舎へのエアコンの設置につきましても、現在使用している暖房設備の老朽化対策と合わせ、また財政状況も踏まえながら、小中学校と同様に、「町総合振興計画実施計画」において、検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の「八戸圏域連携中枢都市圏」についての件でございますが、まず、検証につきましては、平成7年の合併特例法に始まった「平成の大合併」は、地方分権改革を掲げ、平成17年頃にピークを迎えた市町村合併により、当時3,234あった市町村が、今年1月1日では、総数が1,718市町村へと大幅に減少していることは、ご承知のことと思います。

この、「平成の大合併」にあたり、多くの自治体では、将来への財政不安が大きな焦点の一つとなり、様々な判断がなされたものと思っております。

9月議会におきまして、平成30年度決算でもお示ししたとおり、本町の財政状況を見ますと、自主財源3割に対して、依存財源が7割となっており、特に、地方交付税の割合は、歳入全体の4割を占めていることから、国の動向に大きく左右される財政状況となっております。

普通交付税の状況を見ますと、平成12年度のピーク時に、約24億4,400万円

の交付であったものが、年々減少し、平成 19 年度では、約 18 億 4,300 万円となり、7 年間で約 6 億円の減となったところであります。

その間、町では、「行財政改革」や「集中改革プラン」などを繰り返しながら、歳出の抑制を図りつつも、町民の福祉の向上に向けた施策を講じてきております。

合併により得られる、有利な特例債を使っのまちづくりをした場合と、現状とどのような違いが表れているかは、比較できないものでありますが、今後においても引き続き、財政状況を見極めながら、施策を展開していくことが重要と考えております。

次に、合併に対する私の「考え」についてであります。先ほども申し上げました、平成 7 年からの合併特例法は、平成 17 年 3 月末までとなっており、この間、県内市町村数は、67 から 40 へととなり、「平成の大合併」は、この時点で一区切りしたものと考えているという趣旨で、以前議会で答弁しているところであります。

私が就任した平成 17 年 12 月には、新合併特例法が施行されてはありましたが、その後、合併協議の場がなかったことや、その間に、合併に代わる広域的な動きが出てきたこと等により、現在に至っているということでもあります。

次に、八戸圏域連携事業に係る予算に関してですが、八戸圏域連携中枢都市圏では、「八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン」を策定しており、その中身は、「圏域の概況・中長期的将来像編」と「具体的取組編」からなっております。

その「具体的取組編」では、事業内容や年度毎の事業費見込額が掲載されているところであります。

令和元年度当初予算時点では、個別協議による連携事業を除く、12 の連携事業負担金総額は 5,459 万 7,446 円となっており、負担割合は、八戸市が 69.9%、他の 7 町村は 30.1%となっているところであります。

なお、階上町においては、4.7%、254 万円となっております。

次に、八戸圏域連携中枢都市圏に関しての私の「考え」ということですが、連携事業では、現在、救急医療充実のための「ドクターカー運行事業」、事務の効率化のための「障害支援区分判定審査事務の共同実施」及び地域公共交通確保による利便性向上のための「路線バス上限運賃」など、80 の事業を実施し、圏域全体の活性化につなげるものとしているところであります。

連携協約の締結にあたりましては、私から議会へ提案をさせていただき、そして議会の議決を経て調印しているものであり、住民の暮らしを支えることが可能な、魅力ある圏域を形成することを目的としておりますので、連携事業の推進にあたっては、大いに期待しているところであります。

次に、5 点目の榊・駅前地区への公園設置についての件であります。地域づく

りの推進にあたりましては、地域の皆さんが自らの手で作り上げた「まちづくり地区計画」というものがあります。これが基礎となることは、従前より申し上げているところであります。

地域において、議員ご案内のような広場・公園等の整備に関し、考えがある事案につきましては、利用計画や維持管理方法等を十分踏まえ、そして地域との協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 2番、寅谷正君。(寅谷議員起立)

○2番(寅谷正君) (3)の広報配布の件についてですけれども、私が話をした町内会に入ってる人達は、そこに区長から依頼され、町内会の班長さん達が動きます。で、配布します。

問題になっているのは全体の中で、町内会に入っていないね、全体から町内会加入者を除いたその部分のところ。このところは、町内会であれば町内会手当であるし、当然その部分であるけれど。その以外の全体を見守るというのは、区長さんしかいないわけですよ。そのね、区長さんたちはその部分の認識がね、なっていないので。それは法令上も行政委員規則上もなっていないし。手当はそういうふうに、17万5千円とか22万からその16万から23万だっけか、の部分とかってなっていますけれども、その部分のその入っていないところの部分は、区長さんに安否確認も含めてお願いするしかないという。

んで、負担を軽減するのにコンビニとかそれから支所とか、それから元気な方は区長さんののこりに取りに行くというのも当然ね、入れて。少しでも件数が少なくなるので。で、段々、見識深いのもやっぱり区長さんが1番なので、いやぁあなたねっていう部分で、そういうふうな部分も協力の部分もあるかもしれませんけども。

いずれそこはね、町内会の外の部分、行政区に入っている、その部分はね、区長さんから要請があって、私達はもう自分の部分では無理だ。ね、そこはもうね、臨時役場職員でもね、長野県栄村のようなげたばきヘルパーのようなそういうふうなね、臨時職員配布の部分にね依頼してもいいし。

いずれそのところは、区長さんにここあなたの管轄だよというふうな部分をね。これはもうね、またあなたの今の答弁を聞いていると、現在まだ区長会にねやってくる最中って。これ多分解決しないと思いますよ。だから、自分でまききれるか、或

るいはアルバイトを出すか、或いは郵送の部分に変えるかというふうな区長の判断で。

そしてとりあえずね、申告や色んな部分の情報源だから。必ずね、配らなきゃならないっていうふうな気持ちが町長の中にありますか。まずそこをお伺いします。

(寅谷議員着席)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長起立)

○町長(浜谷豊美君) これは当然町民の皆さんに周知したいということは、聞かれるまでもなく誰もが思っている件であり、これは何とか実施していきたい。そのために色んなご意見、障害等もあるのでどうやってこれをクリアしていくかということで、今前向きにそれを進めていくその方法を検討しているところであるということでございます。

以上であります。(町長着席)

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 2番、寅谷正君。(寅谷議員起立)

○2番(寅谷正君) あのね、町長さんね、もう3年過ぎるんですよ。保留期間が、投げとく時間が。

私は、そうだろうなっていうふうにね、思っているっていうのは話をしましたけども。でもね、それをね、区長会にね、投げとくということはね、やっぱりまずいですよこれは。私が提案したね、その名詞止めになっている「広報に関すること」。「広報を配布すること」というふうなのを確実に。どうにでも解釈されるような規則つつうのはね、だめだと思います。

行政はそういう親睦団体でありね、任意団体の部分をね、利用しようという魂胆がね裏目に出てね、こういうふうなことが続いているんだと思うんですよ。

だからこれはね、区長会にね、っていうふうなのをやってもだめだと思う。ちゃんとあなたの今話したようにね、それを実現するために3年も投げておくべきじゃなくて、私が提案した規則にちゃんと明記し、そして区長さんに対してもここの部分はね、町内会に入っていない部分のその部分は便りを持っていきながら、でき

ればお願いしますと言いつつ、あなたの責任だって言うっていうことはできないってことですか。(寅谷議員着席)

委嘱は。規則の改定と。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長起立)

○町長（浜谷豊美君） 寅谷議員のご意見として伺っておきます。(町長着席)

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。ちゃんとやって欲しいと思います。以上です。

○議長（林貢君） 以上で2番、寅谷正君の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（林貢君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は12月13日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午前11時44分)

令和元年第7回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和元年12月13日(金曜日)

令和元年第7回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和元年 12月 13日 午前 10時 00分開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 階上町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 令和元年度階上町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 令和元年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 令和元年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 令和元年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 令和元年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて |
| 日程第 15 | 議会案第 1 号 | 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 16 請願第 1 号 小白浜海岸への昇降通路の設置に関する請願書

日程第 17 階上町選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	下 沢 育 男 君	2番	寅 谷 正 君
3番	荒 谷 憲 輝 君	5番	小 松 雅 彦 君
6番	上 道 二 三 男 君	7番	長 根 岩 夫 君
8番	森 榮 吉 君	9番	濱 谷 貴 樹 君
10番	松 尾 國 治 君	11番	百 目 木 和 俊 君
12番	大 江 和 夫 君	13番	郷 州 公 典 君
14番	林 貢 君		

欠席議員（1名）

4番 大 下 修 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	地代所 康 二 君	税 務 課 長	日 影 百 合 子 君
町民生活課長	西 山 圭 一 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君
産業振興課長	濱 浦 幸 夫 君	建 設 課 長	上 静 志 君

教育課長	引敷林 広 貴 君	会計管理者	嶋 守 利 明 君
農業委員会 事務局長	地代所 誠 君	代表監査委員	三 上 孝 八 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	澤 田 充 君	庶務 G L	下 平 有 香 君
議会事務局主事	佐々木 優衣 君	総務課主事	下 村 優 太 君

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
-

◎議案第 1 号及び議案第 2 号一括議題、質疑、討論、採決

- 議長（林貢君） 日程第 1、議案第 1 号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件、及び日程第 2、議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

- これより、議案第 1 号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件、及び議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件、2 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第3、議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第4、議案第4号 階上町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第5、議案第5号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第6、議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第7、議案第7号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第8、議案第8号 令和元年度階上町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○12番(大江和夫君) ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、12番、大江和夫君。（大江議員起立）

○12番（大江和夫君） ハイ、12番、大江でございます。

2、3点質問させていただきたいと思います。

予算説明書の8ページでございます。3款1項3目、障害者福祉費の件でございますが、重度心身障害者医療費200万円の減額ということになってございますが、これは、対象となる方々の要件と人数をお知らせ願いたいと思います。

同じく、3款1項3目の障害者福祉費の自立支援給付費2千万円ほどの増額となっておりますが、事業内容と対象となる方々の要件、人数をお伺いしたいと思います。

また、3款3項2目の児童福祉費の児童手当費400万円ほどの減額となっております。これは、どのような理由かお聞かせ願えればと思います。

また、同じく3項2目ですが、児童福祉費の障害児通所支援事業給付費でございます。750万円ほどの増額というふうになっておりますが、対象となる方々の要件と人数等をお聞かせ願えればと思います。（大江議員着席）

○健康福祉課長（長根清子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、健康福祉課長、長根清子君。（健康福祉課長起立）

○健康福祉課長（長根清子君） それでは、大江議員の補正予算4項目について、ご説明申し上げます。質問箇所が多いので、1つずつ答弁させていただきます。

まず、3款1項1目の重度心身障害者医療費200万円の減額の理由でございます。

重度心身障害者医療費は、障害者の健康を保持するために、医療費の一部を助成し自己負担の軽減などにより福祉の増進を図ることを目的としております。その内容は、重度心身障害者に対して、病院などで診療を受けた場合に、薬局で調剤を受けた場合、病院や調剤等で受けた場合の一部負担金を所得に応じて、医療費を無料または1割負担とする助成事業でございます。

この事業の対象者と人数は、65歳未満で障害者手帳を取得した人のうち、身体障害者1級、2級の人と、身体障害者手帳3級の免疫・肝機能障害を除く内部障害者の方を合わせて139名、愛護手帳Aの方20名、精神障害者保健福祉手帳1級の方36名で、令和元年10月1日現在の対象者数は、合わせて195名となります。

今回の主な減額理由は、対象者の減少によるもので、4名の方が減少した内容は、重度の障害のため高額療養費の対象となっていた、国保連合会からの高額療養費の

立て替え分が必要なくなったため、財源につきましては、その他の項目での減額となっております。重度心身障害者医療費の減額につきましては、以上でございます。

続きまして、3款1項3目自立支援給付費について、増額の理由でございます。

自立支援給付費は、障害者の福祉の増進のために、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。サービスの内容は、主に入浴・排泄・食事などの介護サービスと、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等の給付を行う事業です。

主な増額の理由は、平成31年2月の報酬改定によるものと、利用人数の増減によるものです。この事業サービスには、主に17種類のサービスがございますが、利用した延べ件数は、令和元年4月におきまして186件、10月に199件と増加傾向にございます。主な増額といたしましては、「居宅介護」が多くの支援を必要とする1名の方の利用を開始したことで約241万6千円の増額、「療養介護」が1名の増加による343万7千円の増額、「生活介護」が多くの支援を必要とする1名の方が利用を開始したことに加え、2名の増加もありまして943万2千円の増額などがあります。

就労関係につきましては、「就労移行支援」が8名減少になり801万5千円の減少、対しまして、就労継続支援のA型が4名、B型が1名増えたことにより、1,108万3千円の増額などになっております。合わせて合計2,062万8千円の増額となっております。主な理由は、以上でございます。

続きまして、3款3項2目児童福祉費426万円の減額理由でございます。

児童手当につきましては、児童の出生や住所異動などにより事業費が左右される場合があります。そのため、新年度予算算定時には、妊娠届け出数や転入転出児童を考慮し算定しております。今年度の受給者の転出による児童数の減は、平成30年度の同期より15名ほど増加しております。そのため、当初の予算から、今後の対象児童数の移動も含め、延べ426名分の減額を見込んでございます。児童手当については、以上でございます。

最後になりまして、障害児通所支援事業給付費の増額理由についてでございます。

障害児通所支援給付費につきましては、障害児が施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など、生活能力向上のために必要な訓練等を利用するための事業でございます。この事業の支給決定を受けた児童は、主に愛護手帳や障害者手帳をお持ちの児童で、令和元年10月1日現在、児童発達支援、医療型児童発達支援を合わせて5名、放課後児童等デイサービスが28名、相談支援が33名で、10月の支給件数は32件となっております。主な増額理由は、

児童発達支援が 2 名増えたことにより 281 万 4 千円、医療型児童発達支援が 1 名増えたことにより 40 万 9 千円、児童デイサービスが、利用回数の増加で 1 人当たりの給付費が増加したことにより 409 万 4 千円などを増額いたしました。合わせて 754 万 2 千円の増額となります。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

○12 番(大江和夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、12 番、大江和夫君。(大江議員起立)

○12 番(大江和夫君) ハイ、ありがとうございます。

この障害福祉費の件でございますが、この障害の程度等の認定までの流れというのは、どのようなものなのかお伺いしたい。そしてまた、児童福祉費の障害児通所支援事業費の方なんですけど、通所支援に対応いただいている事業所、あるいは施設等をお伺いしたいと思います。また、通所可能日と受入時間等が分かればお伺いしたいなと思います。さらに、日常生活、社会生活等のための訓練、教育等での不安を取り除くための、施設等の周知や照会等の対策をお伺いしたいと思います。簡潔にお願いします。(大江議員着席)

○健康福祉課長(長根清子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、健康福祉課長、長根清子君。(健康福祉課長起立)

○健康福祉課長(長根清子君) ハイ、それでは、再質問にお答えします。

まず、認定の流れということですが、なかなか簡潔にとは難しい状況ですが、職員の方で、申請があった方を聞き取り調査をいたしまして、あとは病院の先生の方に、主治医意見書というものを頂戴いたしまして、その結果、障害認定の審査会というものに審査の方をお願いして、認定区分 1～6 までに区分を決定するものでございます。簡潔な流れとなると、この程度でよろしいでしょうか。公平に審査をしております。

それから、児童通所支援サービスを受けている施設ということですが、施設につきましては、町内 3 か所の児童放課後デイサービスに主な方々が通っております。そのほか、町外の施設につきましても、八戸市の方に通われている子どもさんが多い状況でございます。施設数は町内の方も充足しているような状況でござい

ます。これらの周知につきましては、普段の妊娠から出産後の健診等で、必要な方には相談をしてPRをしているところでございますが、そのほかホームページ、役場窓口の方で相談に来た方には、具体的にその方に合うような支援ということで情報提供させていただいております。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

○12番(大江和夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 12番、大江和夫君。(大江議員起立)

○12番(大江和夫君) ハイ、ありがとうございます。

この福祉関係というのは、多岐にわたっての事業でございますが、最後ですが、この度は健康福祉課、これは町長の指導のもとだとは思いますが、生活習慣の改善による健康寿命を延ばす運動を、町民のためにも取り組まれて実績を残して、厚労大臣賞をいただいたというふうに伺っております。大変喜ばしいことだと思っておりますが、現代は、健康や福祉に関する事項が重要とされております。またこの議場にいる議員の方々も、半数以上は何らかの病気をもっている方がいるようでございます。こういったの方々にもご指導いただいて、更にわが町が、青森県でも低迷している健康のまちでございますが、是非10位までいかなくとも、半ばごろまでにいってもらえればとお願いし、私の質問を終わります。(大江議員着席)

○議長(林貢君) そのほか、質疑はございませんか。

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、ありがとうございます。7番、長根でございます。

予算説明書の10ページ。歳出8款5項1目、都市計画費について質問をいたします。都市計画マスタープラン策定委託料280万9千円の減額となっておりますが、当初予算731万9千円に対して減額割合が38%と大きくなっておりますが、どのような用途でこのような減額となったのか、その内容について確認をさせていただきます。

また、平成9年に都市計画マスタープランの作成した見直しということでありま

すが、22年経っておりますか。検討項目でも用途地域、都市計画道路など多岐にわたるものかと思いますが、それらの検討内容とまた、公表の時期などについてお伺いしておきたいと思っております。

さらに予算説明書10ページから11ページにかけまして、歳出10款1項2目、教育総務費の委託料であります。71万円を計上しておりますが、不動産鑑定委託料の16万円と校歌作成委託料55万円についてであります。東部小学校の統合についての予算かとお伺い申し上げますが、用途の内容について確認をさせていただきます。

また、道仏小学校の駐車場については借地と伺っておりましたが、町としてご購入をされるおつもりでの鑑定手数料かと思いますが、確認をさせていただきます。

よろしくお願いたします。(長根議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは長根議員の質問にお答えをいたします。

委託の実施にあたりまして、内容を精査し経費の節減等に努めまして、職員の作業内容、こちらの方を吟味し、発注したということであり、入札による残金、それから業務内容の見直しということによる部分が減額というものでございます。

今年度は住民意向調査、主要課題の整理等を行いまして、次年度から今回の調査結果等を基に都市計画マスタープランの作成等を行うということとしておりますので、進捗状況等を踏まえ公表の時期等は検討していきたいというふうに考えております。

以上です。(建設課長着席)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育課長、引敷林広貴君。(教育課長起立)

○教育課長(引敷林広貴君) それでは、長根議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の不動産鑑定委託料についてでございますけれども、これは議員ご案内のとおり東部地区小学校の統合にかかるものでございまして、駐車場についてのご要望があったこと。また、統合後はスクールバスを運行する予定でございまして、

児童のバス乗降場所を確保し、安全性を図るため駐車場として考えている土地の購入に向けた鑑定料 16 万円の補正でございます。

あと次の校歌作成委託料でございますが、東部地区の小学校統合準備委員会におきまして、統合に際し道仏小学校の校歌を新たに制定することとなりまして、小学校での新校歌の練習期間も必要であることから、今回校歌作成委託料として 55 万円を補正するものでございます。

以上でございます。(教育課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、長根です。ありがとうございました。

都市計画マスタープランでは入札残のほか、職員の自前での取りまとめ、アンケート調査等も行ったと伺っておりましたが、このことにより費用の削減を図られたということで、財政削減に取り組む職員の姿勢も見えるものであると思っております。

また、平成9年に作られたプランでは、少し見させていただきましたが、近隣公園等6か所ほどでしたか、計画にあるようでございます。このプランにあるということは、実施に向けて実施計画を策定して進めるべきものであるという認識を持っております。このことについては、いわゆるまちづくり交付金等により町内からお聞きしながら、整備をするというふうな要件のものではないというふうな考えをしておりますが、町のいわゆる都市計画事業としては用途地域や人口の集中する地域を選定して、行政として整備を図る、計画をするべきものと考えております。近い将来、子ども達の未来のため、また、移住定住これらを望む方々のため、また、町としても推進を図るためにも魅力あるまちづくりのため、ご検討していただくようお願いをしておきたいと思っております。

また、教育総務費委託料ですが、小学校の統合予算であるということで確認をさせていただきました。また、スクールバスを考えているということでもあります。これに関連していわゆる駐車場の整備も必要であります。学校周辺の道路、歩道を含めた安全管理のためにも統合に向けて整備を図られるよう、検討をしていただきたいものと希望しておきたいと思っております。

校歌については、浜手3校ともそれぞれに思い入れのある校歌であったかと思っております。今後新たな統合のしるしとして、また、地域が1つになる校歌となるように、

地域に喜ばれる校歌となるようにご期待申し上げて、一部答弁をいただいて質問を終わります。

よろしくお願いたします。(長根議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは長根議員の再質問について、マスタープラン来年度から作成するわけでございますけれども、総合振興計画と照らし合わせながら作成していきたいというふうに考えております。

以上です。(建設課長着席)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育課長、引敷林広貴君。(教育課長起立)

○教育課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは長根議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目につきましては、児童の安全を確保するためにも、今後関係課と協議を、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと2点目の校歌でございますけれども、議員ご案内のとおり、新しい道仏小学校校区が1つにまとまる校歌となるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。(教育課長着席)

○議長(林貢君) そのほか、ございませんですか。

○1番(下沢育男君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、1番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○1番(下沢育男君) ハイ、1番下沢です。よろしくお願いたします。

私からの質問は、一般会計補正予算書に関する説明書13ページになります。11

款1項1目、農地等災害復旧費の農地等災害復旧工事費 2,170 万円と 11 款2項1目、河川等災害復旧費の河川等災害復旧工事費 6,630 万2千円についてです。

災害については、去る 10 月 31 日全議員による台風第 19 号による被害状況等の視察を行いました。私の方からも被害を受けました方々へ改めましてお見舞い申し上げたいと思います。また、議会といたしましても復旧対策等を検討してまいりたいと思っております。

2つの質問はちょっと関連がありますので、一括で質問させていただきたいと思っております。今回の被害は台風 19 号がほとんどの原因と思われています。それぞれの工事費、先ほどの金額ですけれども、工事内容ですけれども、先ほどの金額。こちらの方、場所、復旧方法、復旧要件等とこちらの財源内訳をお伺いしたいと思っております。なお、場所につきましては農地等は 10 月 31 日現在、報告を受けた箇所は 29 か所とありましたが、災害の程度が大きい主な場所で報告をしていただける場所があったら、主なところでいいです。また、河川等は 10 月 31 日現在、10 か所、こちら報告は受けておりましたが、主な場所で結構ですのでお伺いしたいと思っております。

以上です。(下沢議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは下沢議員の質問にお答えいたします。

この予算、農地等、河川等災害復旧事業、こちら先の台風 19 号の被害によるものでございます。

まず農地等につきましては、所有者の方等から被災等の状況の報告を受けたもの。現在、その後増えまして、町内 35 か所の農地等について復旧出来るように、工事費に計上したものでございます。場所等は観測史上初のか町内でも 300 ミリを超えるような今まで記録したことのない雨でございましたので、町内一円の農地等が対象となっております。主には田んぼの畦畔等が崩れたもの等を原形等に復旧するというものでございます。工事費は5万円以上 40 万円未満というものが対象でございます。受益者から 35%の負担をいただき施行するというものでございます。

それから河川等につきましては、国の方から負担金をいただいて復旧するもの、それから町費により復旧するものというふうになってございます。主には道仏川が3か所。こちらの方は国からの負担金をいただきまして行いますけれども、国からは

3分の2、それから残りは、町の方起債を、町債を交付しまして復旧するというものです。それ以外のものは、町の予算で復旧するという2本立てになっております。復旧方法につきましては河川護岸の倒壊等がありましたので、もう一度コンクリートブロックによる復旧を行うということを考えております。

以上です。(建設課長着席)

○1番(下沢育男君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、1番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○1番(下沢育男君) ハイ、ありがとうございました。

それですね、農地等につきましては町の基幹産業でもある農業の基盤でありますので、早期解決が必要と思われれます。また、河川につきましては生命財産を失う恐れや日常生活の維持に支障をきたすこともあることから、それぞれの復旧工事も、河川の方も早急をお願いしたいと思うのですけれども、それぞれの復旧工事の現在の進捗状況とそれぞれの完了時期をお伺いしたいと思っております。(下沢議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは下沢議員の再質問にお答えいたします。

農地等につきましては、現在現場調査等を行っており、今後詳細な工事費の積算、それから所有者との負担金の協議等がありまして、こちらの方行いながら、来春の耕作には支障のないように進めてまいりたいと思っております。

河川等につきましては、国の方の予算等の関係がございまして配分等の情報、こちらの方、収集いたしまして早期に着工出来るように施行していきたいというふうに考えております。

以上です。(建設課長着席)

○1番(下沢育男君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、1番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○1番（下沢育男君） ハイ、ありがとうございました。

予算等もあると思いますが、出来るだけ早期の完了をお願いいたしたいと思いません。

最後になりますが、今後の災害は様々な原因により大型化が予想されることから、今回の災害が発生した場所の原因等を検証し、総合的な検討を今後ともよろしくお願いいたしたいと思いません。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（下沢議員着席）

○議長（林貢君） ハイ、そのほかございませんですか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 令和元年度階上町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号及び議案第11号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） この際、日程第9、議案第9号 令和元年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件、及び日程第10、議案第11号 令和元年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 令和元年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件及び、議案第11号 令和元年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）

の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号及び議案第 12 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) この際、日程第 11、議案第 10 号 令和元年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)の件、及び日程第 12、議案第 12 号 令和元年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件、2件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○2 番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、2 番、寅谷正君。(寅谷議員起立)

○2 番(寅谷正君) ハイ、2 番寅谷です。

26 ページですね、補正予算に関する説明書の。まず私は、この補正額は微々たる 2 万 1 千円なので、しかも職員の給料の部分みたいです。

それで 1 つ目の質問は、職員って何人ぐらいいるのか。総額が 668 万円ですけども。それから現地の、階上町の人を採用しているのでしょうかというのが 1 つ。

2 つ目、階上町漁業集落排水事業というふうにいわれていますが、松森川の周辺部分を、中心とした大蛇生産部会一帯ですね。これはほかの方全体に波及していないと思うんですけども、この今月の 12 月号の広報見ても榊生産部会とか榊の小白浜とかっていうのは、大腸菌関連の部分が検出されているというふうにして汚れているなあというのが分かっているんですけども、町全体の、浜全体のものになっていないので公平性の観点と言いましょうか、なぜここに 1 か所その場所になったのか教えていただきたいことと、それから、それになっていない部分に対して、公共下水道のないところの合併浄化槽のように榊漁港とか道仏漁港の道仏川が来るんですけども、そこら辺、他の部分に関してはどういうふうな手当っているか。

そういうふうなのをね、考えているのかね。私からすると随分この、階上町全体のっていう部分のってなっているけど現実には色んな部分において、6漁港の中のね、小舟渡漁港、大蛇漁港、限られていて、手付かすのやつは昭和30年代から一切手が付いていない状況とかあるので、額そのものに関しては基本的に約4,500万円ですよ、この会計は。排水事業の特別会計はね。それについて聞きたいと思います。

以上です。(寅谷議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ただいまの寅谷議員の質問は、前段は議案に入っているのですが後段の部分は議案外の質問でございますので、前段の部分のみの答弁にさせていただきます。聞きたいと思います。

ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは寅谷議員のご質問にお答えいたします。

職員の人数、それから町内の人かというふうなところが、今回の人件費に関する補正の内容の質問というふうにご説明しております。職員は1人で庁舎内の職員、うちの課の職員の1人分でございます。町内かといえはうちの職員ですので、町内ということになるかと思っております。

以上です。(建設課長着席)

○議長(林貢君) よろしいでしょうか。(寅谷議員起立)

○2番(寅谷正君) じゃあ、ほかの公平性の観点からの部分というのは600万円ですか。全体のその部分に関して、大蛇地区だけ、大蛇漁港関係の部分だけなんだけれども、その辺の部分に関しては、公平性の観点に欠けていると思うんだけど、浜関係のこういう環境を良くする部分のやつに関してね……。 (寅谷議員着席)

○議長(林貢君) 質問中ではありますが、寅谷議員に先ほども申し上げましたとおり、ただいま議題となっております以外のご質問でございますので、そういう質問はお受けするわけにはまいりませんので、そこはもう少し質問の意図を簡潔にご質問願いたいと思いますし、また、更にただいま申し上げましたように議題外にわたる質問はお受けするわけにはいきませんので、その辺はご注意願いたいと思います。よろしいでしょうか。

○2番（寅谷正君） ハイ。

○議長（林貢君） ほかにございませんですか。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 3回目になります。よろしいですか。

○2番（寅谷正君） ハイ。

○議長（林貢君） ハイ、それでは2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） 一括だったので、議案第12号の公共下水道事業について質問したいと思います。

公共下水道事業特別会計の40ページですね。見るとやっぱり非常にね、歳出合計が3億2,349万円。これは補正前のやつですけれども、3億2,434万7千円ということで多いんですけれども。今、公共下水道をやっている順番。例えば、蒼前の方の行政区でも構いませんけども。そして順番が更にはっきりしていて、例えば違うところの、自分の行政区とかそういう順番とかというのを知りたいと思っているのですけれども、それは答えることは出来ますか。（寅谷議員着席）

○議長（林貢君） 寅谷議員に先ほども申し上げましたが、ただいまは公共下水道の予算についての審議でございますので、それ以外のことにつきましては、ご質問をお受けするわけにはいかないという趣旨でございます。予算書に載っている部分につきましては、お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○2番（寅谷正君） じゃあ、その・・・。

○議長（林貢君） もう3回目を過ぎましたので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 10 号 令和元年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件、及び議案第 12 号 令和元年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 13、議案第 13 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 13 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 14、議案第 14 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を、議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 14 号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第 15、議案第 1 号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を、議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 1 号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は、省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は、省略することに決定いたしました。

これより、議案第 1 号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第 1 号議題、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 16、請願第 1 号 小白浜海岸への昇降通路の設置に関する請願書の件を、議題といたします。

請願第 1 号は、産業建設常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 産業建設常任委員長、長根岩夫君。（長根委員長 登壇）

○産業建設常任委員長（長根岩夫君） 請願第 1 号の審査結果について、ご報告を申し上げます。

去る、令和元年第 5 回階上町議会 9 月定例会において、産業建設常任委員会に付託をされました請願第 1 号「小白浜海岸への昇降通路の設置に関する請願」について、9 月 12 日に第 1 回の委員会を開催し、以降紹介議員及び関係各課からの聞き取り、現地確認を含め、計 6 回の委員会を開催し慎重に審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

まず、請願の審査にあたっては、法令上問題なく、公益上の観点から合理的で願意が妥当であるのか、早期整備の可能性、また実現後の維持及び管理、町の権限に属するものであるかなどを判断基準として、請願事項及び理由について、その内容を審査いたしました。

その結果、通路設置要望の箇所は、高低差が大きく勾配が急で、海岸部は砂利であることから、相当程度の工事費となることが見込まれることや、現状の通路の方が傾斜が緩く、高齢漁業者も含め、より安全に通行できるものと思われることから、要望の場所への設置は、合理性に欠けるものであること。

また、当該要望の場所は、三陸復興国立公園内で、工作物の設置許可が必要であり、期間も相当程度の日数がかかることや、海岸部は国土交通省の所管で、県が管理している地区であります。工作物の設置は、本来、海岸の背後を守る、海岸保全工事として行われるものであり、現段階で事業の具体的な内容が決まっていないことから、国または県と協議できる状態にないこと。

さらに、みちのく潮風トレイルのコースの一部としての整備も取り上げられておりますが、当該要望箇所はトレイルのコースとはなっていないことから、観光客が海岸部へ降りることは想定しておらず、波打ち際が近く、高波や高潮等の危険性や安全管理上の課題があること。

以上のようなことから、当該請願は、合理性、早期整備の可能性、維持及び安全管理上等の観点から、不採択の要件にあたるものと考えられます。

しかしながら、町の主力産業の一つである漁業について、漁業者が高齢化する中で、作業のし易さや後継者の育成等、漁業振興を図るうえで、通路の整備により作業環境の改善を図りたいという趣旨は理解できるものであります。

以上のことから、委員会において採決をした結果、お手許に配布されております請願審査報告書のとおり、「趣旨採択」と決定いたしました。

以上で、報告といたします。

○議長（林貢君） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

委員長は、そのままお待ちください。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） ハイ、2番、寅谷です。

まずですね、委員長がおっしゃったように、今話した場所はね、多少高低差がね、岩場の所だし、下から波打ち際も確かにね、石の粒が大きいのが、他の部分に比べて多いと歩きにくいとこだと思います。それは承知の上です。なぜかと言うとね、榊生産部会の方たちも行ったんですけども、私も関わっていたので、紹介議員という部分で、それでね地権者のところに2回ほど行きました。行って、色々話をしたらば、今そこはね、今まで通っているのは、川向さんの所なんけども、その部分を今まで4万円でやっていて、その部分のやつでね、それは自分とすれば継続するのが納得いかない。ということは、歩く所なんか無いんですよ。漁業者が、歩く所、道路が。だからやむを得ず、その部分、地権者の部分の私有地が切れる所っていうのが、そっちの方だったので。それがまず1点。

あと、もう一つはね、たぶん推量の部分がかなり入っているんじゃないだろうかというふうに、今委員長の、やってみてからのそこでストップになったという話じゃないと思うんですけども。その復興国立公園という中ではね、観光の人が来た時に、ほら逃げろ、線路まで。その時にね、今ね避難道路が無いんですよ。どっから、あそこはね、砂の中に植物が入ってるので非常に転倒し易いんです。普通のと違う

んです。私、何度もそういう目に合っています。だからね、避難道路はね、むしろね、造りなさいというね、方向なはずです。その2点です。(寅谷議員着席)

○産業建設常任委員長（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長根岩夫君） 質問の内容は、紹介議員として土地貸借関係にある地権者と会ったということ。そのことと、もう一つは、国等との協議はされていないという中で、避難路道路の整備についてということの2点かと思います。

まず、1点目については、委員会の方でもお聞きをしておりました。個人の土地所有者に対して生産部会が、確か年間3万2千円ほどでしたか契約をされていて、来年度の話も若干あったと。そういう中で、値下げをするというふうなお話もしていたというふうに伺っておりました。しかしながら、このことについては、まず町として、あるいは町議会として直接に関わることのできない貸借関係であります。しかしながら、この避難道路ではなくて、現状のままの通路として使用させていただくこと。こちらの方が安全であるということに関しては、私どもの判断基準として取り上げていたということであります。

あくまでも町議会は、この貸借関係については関与のできない事項であるということ、ご承知おきをいただきたいと思えます。

また、この避難道路、いわゆる海岸線から、漁業者あるいは地域を訪れた観光の方が、たまたま海の方に降りるやもしれません。その際には、前面の道路までは、どのルートをつたってでも必死に避難する。これは当然のことです。そしてまた、前面道路から更に上、これが例えば、八戸のような館鼻部分に階段を設置した避難をする場所がない、そういうものについては、町としてもあるいは議会としても、避難の検討をしていく必要があるかと思えます。この部分については、海岸線における避難の方法として、現状ある勾配の少ない箇所を利用して避難をしていただく。これが現実の方法であると思えますので、ご理解をしていただきたいと思えます。以上です。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。

質問の前に、一つ注意をお願いしたいと思います。

避難道とかいうことは、今回の議題とかけ離れておりますし、また、個人名はプライベートの関係もありますので、個人名等は出さないようにしていただきたいと思います。

ハイ、それでは2回目の質問をどうぞ。

○2番（寅谷正君） ハイ、2番、寅谷です。（寅谷議員起立）

避難道路でもあるというふうなところはね、話をしているはずですよ。請願書の部分でね。まずそれはそういうことで。大事な部分なので、漁業者の昇降と観光客の避難する道路という意味で、同じように共用したいという、そういう部分でありますからね、ご理解をしていただきたいと思います。

それで、町としても町議会としても関与できないと考えている。そして、今の部分のやつがベストであるから、そのままやってもらいたいというお話ですがね、本人はね、今回のやつをね、値下げになっているがために契約を拒否してるんですよ。ハンコついてくれないんですよ。そこ分筆する気が無いんだ、一帯全部なので。ずーと、買ってくれるまでという意味なのかわかりませんがね。その歩く部分を借り賃で去年まで4万円だか払っていて、そして坪数に応じて下げての部分なんだけど、40坪だったかな、800円の、 $8 \times 4 = 32$ （はちし、さんじゅうに）で2千円値引きしてもらって、3万円。それね、嫌だっていう。借りるというやつはね、今成立しないの。1万円下がったのが不満だと。それね、代わってね、町がね、町としても関われないし、町議会としても関われない。生産部会として、やれという意味ですか。（寅谷議員着席）

○産業建設常任委員長（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長根岩夫君） ただ今の質問と言いますかお話は、避難道路についてということ。現地の方もそういう扱いの考えをしておきたいというお話ですね、1点目は。それと2点目は、土地の貸借関係について、町あるいは議会も関わっていただけないかということですか。そういうことですね。

○2番（寅谷正君） ハイ、そうです。（うなずく）

○産業建設常任委員長（長根岩夫君） まず1点目であります。避難道路という考

え方、これについては、あくまでも先ほど申し上げたとおりであります。それと、議長からも先ほどお話ありました。お話を聞き取りの中ではしていたと思います。しかしながら、この請願書そのものについては、避難道路についてのことは特段の記述をされておられません。これについて、今お答えをするということ、いわゆる、委員会として付託された検討事項に無いものであります。この漁業者の専用道路として、委員会としては、内容を受け取ったというふうに確認をしております。これは、そういうことでよろしいと思っております。いいですね。

それと、土地の貸借についてであります。あくまでもこれは、個人の、あるいは生産部会。生産部会においては通常の町内会あるいは、行政区等とは別に、いわゆる生産を目的とする収益を目的とする生産部会であります。その団体と個人の土地の貸借関係について、我々は意見を申し上げることは無いということ。これを申し上げたわけであります。

そのようなことでありますので、議会として委員会としての発言は、できるもの、できないものがあるということを申し添えて、答弁を終わります。以上です。

○議長（林貢君） そのほか、質疑ございませんか。（なしの声あり）

これをもって、質疑を終了いたします。

産業建設常任委員長は、降壇願います。（産業建設常任委員長降壇）

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。

○2番（寅谷正君） 2番、寅谷です。（寅谷議員起立し発言し始める）

○議長（林貢君） 寅谷議員に申し上げます。討論の場合には、登壇のうえお願いします。

○2番（寅谷正君） ハイ。（寅谷議員登壇）

2番、寅谷です。

あのですねー。生産組合がね困っている状況があった時に、結局今までも何年もそういうふうな仕方をやってきているんですよ。それをね、大事な時になるとね、関係

ない。それはね、就業とかそういうのを広めようとしている立場をね、逆にお手伝い
ができないというのはね、私は本当にねどうかと思うんですよ。

それから、私らは確か頼まれて一緒について行ったときに、議会の方に請願事項を
出し、町長の方に要望事項を出しました。その時の中で、避難道路って書いてたのが
ありますけれども、ハンコをついた部分の中に無いというふうな部分で、でもね、請
願理由の、中の文面にね、「しかしながら、通路となっている土地は部会員以外の釣
り人や磯遊びのファミリーやみちのくトレイルに訪れた方々も使用している状況で
す。榊生産部会としては、・・・」去年までの話だけど、今年は未だ契約してない、拒
否されているんですけど、「借地契約していることから一般人の安全確保のため、榊
生産部会が独占的に使用する権限を有していますが、現状のように広く一般の方々が
利用している中、せっかく階上町を訪れてくれた人々を追い出すようなことはできま
せん。」ってね、そういうね、一般の方々にも、生産部会は自分たちの生産物を探り
に行ったりしている通路のほかに、観光に来た人も・・・。そこ以外入っていく道路が
無いんですよ。

皆さん、他の部会考えてみてください。小舟渡漁港、大蛇漁港、榊漁港と小白浜海
岸というのはね、昭和 30 年代のそのままですよ。前に、漁業者の舟を繋いでた、そ
こが（聞き取れず）へ行くところの通路なんだけど、そこがめちゃくちゃ。でも、そ
こはね、そこ行くしかないんだ、これ。なんでこんなにね、酷い状態にあそこだけな
げられているか。そういうのをね、理解してもらいたいと思いますよ。・・・以上です。

（寅谷議員降壇）

○議長（林貢君） 寅谷議員に申し上げます。ただ今ご意見は出されましたが、この
討論の場は、賛成か反対かを表明する討論でございますので、そこをもう一度表明を
願います。登壇のうえで願います。（寅谷議員登壇）

○2番（寅谷正君） 寅谷です。2番です。ここに来たついでに、もう少しやって結
論を述べたいと思います。

（「賛成か、反対かをお願いします」の声あり。）

○議長（林貢君） 寅谷議員に申し上げます。簡潔に賛成か反対かを表明するだけ
です。

○2番（寅谷正君） もちろん。是非ね、採択してほしいんですけど賛成です。（寅谷議員降
壇）

○議長（林貢君） 誤解されているようですが、趣旨採択に賛成か、反対かということです。賛成ということは、趣旨採択に賛成するということになります。

○2番（寅谷正君） ハイ。（寅谷議員登壇）

請願を採択してほしいという部分での話で、実は4つあるうちの採択、不採択、趣旨採択、一部採択というふうな部分での趣旨だけはわかった。私は趣旨だけじゃなくて、ちゃんとね、・・・。

○議長（林貢君） 寅谷議員。先ほど申し上げましたように、簡潔に願います。

○2番（寅谷正君） 反対です。趣旨採択は反対で、採択にしてほしいと思います。（寅谷議員降壇）

○議長（林貢君） ほかに、討論はありませんか。

○5番（小松雅彦君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、5番、小松雅彦君。（小松議員登壇）

○5番（小松雅彦君） ハイ、5番、小松雅彦です。（小松議員登壇）

5番、小松雅彦です。私は、請願第1号を「趣旨採択」することに、賛成の立場から討論します。

榊部会長より提出された「小白浜海岸への昇降通路の設置に関する請願」については、紹介議員立ち会いのもと、現地の視察を行い説明を受けました。そして、担当職員に質問をしたり、説明を受けたり質疑をしました。

その後、委員による討論、議論を重ね、産業建設常任委員会の審査報告書にあるとおり、要望されている場所は、勾配が大変急で工事費も相当掛かるものと思われます。また、海岸線に近いことから高潮等の危険性が非常に高く、現在使用している通路の方が、より現実的であると考えます。更には、海岸部への工作物の設置については、設置許可が必要であることや、関係機関と現段階では協議ができないなどの状況にあり、潮風トレイルのコース外でもあります。

産業建設常任委員会では、今回提出された請願の内容では、採択は難しいとの見解であり、私も、設置要望場所の合理性、安全管理上の観点等から、これに同意見

であります。

しかしながら、請願提出者の趣旨をくみ取り、趣旨採択としたことには賛意を示すものであります。

以上のことから、議員各位には、産業建設常任委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに同意をいただきたくお願い申し上げ、討論を終了いたします。(小松議員降壇)

○議長(林貢君) ほかに、討論はありませんか。(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了致します。

これより、請願第1号 小白浜海岸への昇降通路の設置に関する請願書の件を、採決します。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は、趣旨採択です。

請願第1号を、趣旨採択とすることに賛成の方は、起立願います。(起立者数確認) 着席願います。

起立多数です。

よって、請願第1号 小白浜海岸への昇降通路の設置に関する請願書の件は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎階上町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長(林貢君) 日程第17、階上町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、選挙管理委員及び補充員の任期が、本年12月23日をもって満了するため、地方自治法第182条の規定に基づき、委員及び補充員をそれぞれ4名選挙するものです。

最初に、階上町選挙管理委員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票で行います。(投票箱の配置)

○12番(大江和夫議員 退場)

○議長(林貢君) 議場を閉鎖します。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は、12名であります。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、3番荒谷憲輝君と8番森榮吉君を指名いたします。

投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に、被選挙人の氏名1人を記載のうえ、投票願います。

なお、投票用紙への記載は、自席でお願いします。

それでは、投票用紙を配ります。(投票用紙の配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。(なしの声あり)

配布漏れ、なしと認めます。

投票箱を点検します。(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。(事務局長が1番から氏名を点呼して、投票させる。)

投票漏れはありませんか。(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人 荒谷憲輝君と森榮吉君は、開票の立ち会いをお願いします。(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票11票、無効投票1票。

有効投票中、十文字倉男君に3票、根岸春雄君2票、高階繁雄君2票、平野建悟君4票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。

よって、十文字倉男君、根岸春雄君、高階繁雄君、平野建悟君の4名が、選挙管理委員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖)

○議長(林貢君) 次に、階上町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票で行います。(投票箱配置済)

議場を閉鎖します。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は、12名であります。

立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、3 番荒谷憲輝君と 8 番森榮吉君を指名いたします。

投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に、被選挙人の氏名 1 人を記載のうえ、投票願います。

なお、投票用紙への記載は、自席でお願いします。

それでは、投票用紙を配ります。(投票用紙の配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。(なしの声あり)

配布漏れ、なしと認めます。

投票箱を点検します。(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

点呼に依じて、順次投票願います。

点呼を命じます。(事務局長が 1 番から氏名を点呼して、投票させる。)

投票漏れはありませんか。(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人 荒谷憲輝君と森榮吉君は、開票の立ち会いをお願いします。(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票。これは、出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 11 票、無効投票 1 票。

有効投票中、濱谷孫四郎君 4 票、佐々木重光君 3 票、守正三君 1 票、熊谷道雄君 3 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 1 票であります。

よって、濱谷孫四郎君、佐々木重光君、守正三君、熊谷道雄君の 4 名が、選挙管理委員補充員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。(議場開鎖)

○12 番 (大江和夫議員 入場)

○議長 (林貢君) ただ今、階上町選挙管理委員、及び補充員に当選されました方々の、資格要件である選挙権の有無等について確認するため、暫時休憩します。

開会開時刻は、12時ちょうどといたします。(休憩 午前11時50分)

(資格確認後、選挙管理委員及び補充員の当選人名簿を作成し配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。(再開 午後0時)

ご報告いたします。

階上町選挙管理委員、及び補充員の選挙において当選された方々の、選挙権の有無等の資格について確認をしたところ、全員資格のあることが確認されたので、ご報告いたします。

以上で、階上町選挙管理委員及び補充員の選挙を終了いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(林貢君) 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長(林貢君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る 12 月 10 日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

提案いたしました議案に対しまして、議員各位には、原案のとおり議決そしてまた同意いただきましたことにお礼申し上げます。議決いただきました各議案の執行にあたりましては、慎重を期してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

ありがとうございました。（町長降壇）

◎閉会の宣告

○議長（林貢君） これにて、令和元年第 7 回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後 0 時 3 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 林 貢

会議録署名議員 松 尾 國 治

会議録署名議員 百目木 和 俊